

(様式第1号)

第3回 芦屋市第5期障害福祉計画策定委員会 会議録

日 時	平成29年10月3日 火曜日 午後3時30分～午後5時30分
場 所	芦屋市役所 東館庁舎3階 大会議室
出 席 者	委員長 木下 隆志 副委員長 堺 孰 委 員 木村 嘉孝 七村 千里男 朝倉 己作 齊藤 登 岡本 直子 加納 多恵子 三芳 学 福田 晶子 遠藤 哲也 中尾 教子 寺本 慎児 欠席委員 長澤 豊 オブザーバー 稲岡 由美子 (欠席) 事務局 障害福祉課 本間 慶一 川口 弥良 長谷 啓弘 吉川 里香 関係課 地域福祉課 細井 洋海 鳥越 雅也 子育て推進課 廣瀬 香 池田 聡子 関係者 三菱UFJリサーチ&コンサルティング 善積 康子
事務局	障害福祉課
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	0 人

1 会議次第

(1)開会

開始時点で14人中13人の委員の出席により成立

(2)委員長挨拶

(3)議事

①第5期障害福祉計画に関する国の方針について

②芦屋市第5期障害福祉計画（前半案）について

③その他

(4)閉会

2 提出資料

資料1 芦屋市障害福祉計画策定委員会 委員名簿

資料2 成果目標及び活動指標について（厚生労働省資料）

資料3 芦屋市第5期障害福祉計画（前半案）

資料4 成果目標に対する芦屋市の現状について

3 審議経過

(1) 第5期障害福祉計画に関する国の方針について

事務局より資料2「成果目標及び活動指標について」、資料4「成果目標に対する芦屋市の現状について」について説明

(木下委員長)

元々目標として掲げていたもので達成が難しいものは、期間を延ばしたり、新たな成果目標が追加されたりしています。

成果目標4の一般就労への移行では、国から厳しい目標数値が提示されていますが、芦屋市には就労支援事業所が1箇所しかないため、この目標設定で行くと達成か未達成のど

ちらかということになってしまいます。芦屋市独自で違う評価の指標があっても良いと考えています。

また、新たに2つ協議会を設置することが盛り込まれています。

以上の説明を受けて、皆様からのご意見はいかがでしょうか。

(朝倉委員)

目標1の施設入所者は芦屋市だけではなく、市外も含まれているのでしょうか。内訳はどうなっていますか。

(事務局：長谷)

市外も含まれています。市内外の割合というのはわかりません。

(朝倉委員)

施設入所者を削減して、施設にとって何のメリットがあるのでしょうか。入所人数を減らせば施設の収入が減ります。病院が入院日数に基づいて診療単価が下がるように、何らかのフィードバックは無いのでしょうか。

(堺副委員長)

病院と異なり施設は、入所希望者がいくらでもいるので経営に困るということに当てはまらないのではないのでしょうか。

(朝倉委員)

入所希望者がいくらでもいるというのであれば、入所者を削減するという方針は実態に合っておらず、目標値を設定しないという選択もあるのではないのでしょうか。

施設にいる本人にとっても慣れている場所のほうが良いので、地域に移行することにメリットがなく、行政は無理なことを求めていると思っています。

先ほど高齢化の話がありましたが、親が亡くなったら子どもも高齢なのでグループホームなどに行くこととなります。しかし、ダウン症の子どもは認知症の発症が40代後半から始まることもあるので、行くところに困っている状況があります。国の政策が矛盾していることを、市から国に伝えて欲しいです。

(遠藤委員)

障がい福祉の主人公は、施設の経営者でも親でもなく、障がいのある人本人です。施設の中で暴力を受けたりするという事件があった歴史を踏まえて、地域移行が進められ、日本も変わりつつあります。それに逆行せよというのは、少し問題があると思います。

(木下委員長)

地域移行は国だけが考えているわけではなく、障がいのある人ご本人の生活を、地域で普通に過ごせるようにするということです。ただ、家族にとっては何もサービスがない中で受け入れられるものではなく、重度の障がいのある人にとっては今まで行っていた生活がすぐに地域でできるわけではないので、段階を踏まえることも必要だと思っています。

実情ではすぐ地域へ移行することは難しいので、施設入所の目標を下げて実情に近づけながら計画を立てていってはどうかというのが、今回の案になります。

(朝倉委員)

資料4の成果目標3「地域生活支援拠点」は、本当にできるのでしょうか。一番期待しているのは、「24時間の相談対応」というところです。

(事務局：本間)

地域生活支援拠点は高浜町で整備予定です。「24時間の相談対応」は、施設内の事業予定者の応募要件に含めておりました。具体的な内容はこれから詰めていきます。

現状では24時間相談対応している事例があまりないのですが、グループホームの職員を活用して相談体制を整備するというケースが見られます。事例を確認しながら調整していきます。

(加納委員)

高齢者が病院から在宅に戻る場合は、中間施設となる介護老人保健施設がありますが、障がいのある人の中間施設として、グループホームや高浜町の施設が活用されるということでしょうか。それとも、中間施設はなくて、いきなり施設から地域に移行されるというシステムなのでしょうか。

(事務局：本間)

障がいのある人は個別に計画相談支援を行い、状況に応じて判断させていただいています。すべてのグループホームが中間施設ということではなく、中間施設としての機能を持ったグループホームも存在します。今、芦屋市にはグループホーム自体の数が少なく、すぐに定員がいっぱいになるため、高浜町の施設などを作っています。

(加納委員)

グループホームに入居するかどうかの判断をするのは誰でしょうか。

(事務局：本間)

計画相談支援をしている事業所が、入所・入院している施設や病院など関係機関と協議して決定しています。

(加納委員)

三芳委員はどういうご意見ですか。

(三芳委員)

地域移行の際に、長期入院の方であれば中間施設はどうしても必要になります。中間施設の役割の一部を担っているのがグループホームですが、今は芦屋市内にあまりないので、これからできる高浜町の施設などが大きな役割を担うことになると思います。

現状ですが、例えば精神科病院によっては、精神科病院が運営しているグループホームを持っていますので、まずはそこで練習をして地域に戻られている場合もあります。地域

移行ができるのかどうか、グループホームが適切か、一人暮らしが適切かということ、病院のスタッフと密接に連携を取りながら、計画相談支援で話し合っています。

(木下委員長)

高齢者の病院では、急性期・慢性期・回復期があって、いろいろな症状に合わせて在宅に戻っていきます。また、アセスメントの指標も全国統一的なものがあります。しかし、障がいの場合は症状が多岐に渡っており、確定診断が難しい状況もあります。

(加納委員)

どちらにしても、その方に応じた適切な判断が大事だということですね。

(岡本委員)

グループホームは施設ではなく、地域移行の一環となるのでしょうか。

(木下委員長)

グループホームは、施設ではなく在宅サービスになります。

(岡本委員)

資料4の成果目標1では、「地域生活移行者数」の数字にグループホームに移行した方も入っているのでしょうか。

(木下委員長)

その通りです。先ほど「グループホームが中間施設」とおっしゃられていたのは、グループホームの中に生活訓練をしている所があるためです。地域生活に慣れるために、グループホームに入って生活訓練をします。中には今後一人暮らしをされるという方も少なからずいますので、一人暮らしを想定して訓練を受けます。

(岡本委員)

グループホームからさらに在宅に変わるという方もいらっしゃるということですね。

(木下委員長)

その通りです。

(朝倉委員)

成果目標4の芦屋市の実績について。就職先欄「市役所3人」とあるのは3か月とかの短期間の雇用を意味し、「サービス業」は短期間ではなく就職されたものを意味するというものでいいですか。

(事務局：長谷)

その通りです。

(朝倉委員)

なぜ、市役所での短期間の雇用を実績として入れているのでしょうか。一般就労に向けてのトレーニングとして市が実施していることはうれしく思いますが、一般就労へ移行したということには当てはまらないと思います。

(事務局：長谷)

障がいのある人にとっての就労は、福祉的就労と一般就労の二区分となっています。市役所の就労は、期限を区切った短期的なものではありますが、一般就労に位置づけられますので、そのような表記となります。

(朝倉委員)

一般就労移行の目標ということであれば、短期の就労を除いて数えてもらうことを希望します。

(木下委員長)

記載方法について検討させていただきます。

(2) 芦屋市第5期障害福祉計画（前半案）について

事務局より資料3「芦屋市第5期障害福祉計画（前半案）について」について説明

(木下委員長)

何かご意見ありますか。

(木村委員)

3点教えてください。

人口分析で0～14歳とありますが、障がい者手帳のグラフの場合は、18歳未満・18歳以上という区分になっています。障がい者手帳の区分と同じ区分で分析した方が見えてくるものがあるのではないのでしょうか。

7ページの身体障害者手帳所持者の人数ですが、18歳未満が47人という非常に少ない人数になっています。人口の割合から見ても非常に少ないと感じます。推移をみていると毎年45～47人と出ていて、こんなに安定しているのでしょうか。

18ページの障がい児支援について、「医療型児童発達支援」が実績0になっているのですが、対象者が0ということでしょうか。また、「放課後等デイサービス」が907人というのは、大体何か所くらいの施設で行っているのでしょうか。

(事務局：長谷)

1点目の人口の状況につきましては、障がい者手帳については児童福祉法の枠で18歳未満という形で掲載しておりますので、別掲として人口の状況について0～17歳という数字を表示することを検討します。

2点目の18歳未満が47人で推移していることについての質問ですが、65歳以上の身体障害者手帳の所持者の割合が約8割のため、65歳未満でいうと大体700人弱です。加齢による増減を考えますと、この程度が妥当だと思っております。また、国の資料になりますが、平成28年度の障害者白書では、身体障害者手帳所持者の年齢割合が表記されておまして、18歳未満が1.9%、18～65歳が28.8%、65歳以上が68.

7%となっているので、おおむね本市と同じ状況です。本市の場合は18歳未満は2%弱となっていて、全国的な統計との乖離はあまりないと言えます。

(子育て推進課：広瀬)

医療型の児童発達支援事業所につきましては、今現在芦屋市内には無い状況です。サービスを必要とする2～3人の児童は西宮など他市の医療型の事業所を使っていると思います。放課後デイサービスの事業所は、市内に12か所となっております。

(木村委員)

医療的ケアを必要としている方が芦屋市に何人おられるのかということ、芦屋市は把握していないように思います。計画相談支援で一人ずつの障がいのある人にコンタクトしている相談支援専門員がきちんとつかんでいると思うので、その数字を教えてくださいと思います。医療的ケアが非常に大切と思いますが医療的ケアの対策が遅れているので、団体としても国のほうにも働きかけています。芦屋市は該当者がいないかもしれませんが、医療的ケアを必要とする障がいのある人がどんな状態でおられるのか、何人くらいいるのかということも把握し、障害福祉計画を作ってほしいです。

(子育て推進課：広瀬)

子育て推進課が把握するサービス等利用計画は、児童通所支援事業を利用する児童のみとなっております。そのため、医療的ケアが必要な児童であっても、児童通所支援事業を利用されない限り、子育て推進課で人数を把握するのが難しくなっております。

(木下委員長)

児童の医療的ケアで、NICUを使われた後に人工呼吸器や痰の吸引が必要な子どもたちは把握されているのでしょうか。

(子育て推進課：広瀬)

子育て推進課に提出されるサービス等利用計画を見ている限り、2～3名の方が痰の吸引や酸素を必要とされています。しかし、移動支援サービスなどはこちらに情報が来ないので、相談支援専門員の方がより数字を把握されているとは思いますが。

(木下委員長)

障がい福祉サービスを利用していない人の医療的ケアは、サービス等利用計画で把握できるのでしょうか。

(三芳委員)

人数について調べられる範囲で調べていきます。

(木下委員長)

資料2の成果目標5「医療的ニーズへの対応」もしくは「障がい児に対する重層的な地域支援の構築」とありますが、児童発達支援の医療型施設を、芦屋市は作るのでしょうか。それとも圏域もしくは県でつくるのでしょうか。

(事務局：吉川)

医療型の施設を各市に一か所というのは厳しいと県では見ており、圏域に一か所という案も示されるのではないかと聞いております。

(木村委員)

医療的ケアを必要とするサービスの提供は非常にお金がかかるし、対象の人数もあまりいないという問題もあります。しかし、医療的ケアを必要とする人を放置するわけにはいきません。市で独自のものを作ることが難しければ、近隣市と提携関係を結んで利用できるという体制を整えていただきたいです。

(朝倉委員)

資料3の19ページの「成年後見制度利用支援事業」に成年後見制度の件数が挙がっていますが、この中で法人後見の件数はいくつですか。また、いつから始まりましたか。

(事務局：吉川)

権利擁護支援センターを設置した平成22年から受託事業者であるPASネットが法人後見を担っています。また、芦屋市社会福祉協議会が、昨年度から法人後見を開始されている状況です。実績4件のうち1件がPASネットと弁護士の複数後見となっているため、法人後見の件数は1件となります。

(朝倉委員)

芦屋市社会福祉協議会ではないということですか。

(事務局：吉川)

今この事業を利用している方に関しては、芦屋市社会福祉協議会ではありません。

(朝倉委員)

計画の中に、障がいのある人の法人後見は何件という目標を立てていただきたい。

(木下委員長)

成年後見利用促進法がありますので、それと対比させながらになると思います。目標やこういうふうにしていきたいというのはあるでしょうか。

(地域福祉課：細井)

法人後見について、現状は何名という目標値を設定するのは難しい状況です。理由として、法人後見がふさわしいかどうか選任するのはあくまで家庭裁判所ということがあります。ただ、それに向けてどのように啓発していくのか、どのように努力していくのかという点に関しては、障害福祉課と協議しながらイメージしていきます。

(木下委員長)

数値目標は具体的にイメージできるかどうかはわかりませんが、どういうふうに推進していけば良いのかという文言明記は、ぜひ検討をお願いします。

成果目標と関連している内容もあるので、何かご意見ありませんか。

福田委員、資料3の20ページ「移動支援が増えてきている」という数値がありました
が、何か実感としてご意見はありませんか。

(福田委員)

特に生活介護からの帰宅後や土日利用のニーズは多くあり、事業所としては対応しきれ
ないような状況です。移動支援事業所が芦屋市内で増えるかどうかということは気になり
ます。

(木下委員長)

先ほど、単発での利用が多いのではないかと事務局から話がありましたが、どうでしょ
うか。

(福田委員)

単発というよりも定期的な利用の問い合わせが多いと聞いています。定期利用が困難な
場合でも、1か月に1回でもいいから利用したいということで、ご相談しながら契約を結
ばせていただくのが現状です。

(木下委員長)

21頁にあります地域活動支援センターですが、現状ではⅢ型まで含めて現在9か所で
す。この内Ⅰ型というのは、おそらく中尾委員が所属されている所だと思いますが、地域
活動支援センターの増減とかは、いかがですか。

(中尾委員)

登録されている方は現在70名弱ですが、月の利用者は30名くらいです。ただ、ここ
1～2か月見学の方が大変多くなっております。

(福田委員)

18頁の保育所等訪問支援の件についてです。実績として0で、医療型の放課後等デイ
サービスは市内には無いということですが、ニーズはあがってきているのでしょうか。

(子育て推進課：池田)

保育所等訪問支援についてですが、幼稚園と保育所では、以前から統合保育として、「こ
の児童に対してはどのように指導していけばよいのか」と専門の先生に聞きながら、計画
を立てて対応している状態です。保育所等訪問支援をしている事業所は、今のところ本市
ではありません。現在、要望は届いていませんが、幼稚園・保育所では今までどおりのや
り方で実施しています。

保育所については今後一部認定こども園になっていく形ですが、幼稚園と保育所の今ま
でのやり方でよいのかどうか、保育所等訪問支援事業所とどのように進めていくのかにつ
いては、これから話し合っていく予定です。平成30年の秋に高浜町に開設する児童発達
支援センターでは、センター事業として保育所等訪問支援を実施していくこととなります。

(塚副委員長)

追加しますと、以前から障害児等療育支援事業があると思います。その中で巡回相談を実施しており、実績が上がっています。

(遠藤委員)

15ページの「障がいのある児童の就学状況」の数値は「29年5月現在」ということですが、他のデータは経年で増減がわかるので、これも経年にした方がよりわかりやすいと思います。

それと、全国的な傾向として特別支援学級・特別支援学校へ進級・進学する子どもたちが増えており、芦屋市もおそらく増えていると思います。一般的に、特別支援学級は、普段は通常学級とは別で、給食や体育の時は一緒であると説明されていますが、芦屋市の場合は、保護者と学校の先生との話し合いで、障害者権利条約に基づいたインクルーシブ教育により、すべての児童が一緒に障がいにとらわれない形の教育がここ何十年も続いています。そのような情報が、転入してきた保護者の方へ届いていないと思います。芦屋市が先進的な、全国的に全国に先駆けて先進的に行ってきたことに対して計画の中で触れた方がよいと感じました。

(事務局：長谷)

1点は経年での変化が分かるようデータを追加します。

2点目につきましては、学校教育課と相談し盛り込むのかどうか検討いたします。

(木村委員)

学校教育の問題についてですが、義務教育の間は各小学校・各中学校の特別支援学級で教育が受けられますが、身体障害者手帳を持っている障がいのある児童は、その先に進学できる高等学校がありません。芦屋特別支援学校は知的障がいのある児童が対象だと聞きました。18歳になるまでは生活介護事業所にも通えず、在宅を余儀なくされる可能性が非常に強いというのが、今の芦屋市の実態です。

この計画に直接は関係ないのですが、このことについてどのように対応していくかということを決めていただきたいです。学校教育を受ける権利を奪われている状態になっています。

芦屋市の中にせつかく県立の特別支援学校があるのだから受け入れてもらうとか、あるいは西宮養護学校へ通学できるような手立てを考えていただかないと、教育を受ける権利が奪われている状態になっております。よろしくをお願いします。

芦屋市障害者（児）福祉計画第6次中期計画で、医療的ケアを必要とする方のショートステイを芦屋病院で実施されることになっていましたが、そのことについては第5期障害福祉計画の中にも入れていただきたいです。

(木下委員長)

芦屋市障害者（児）福祉計画第6次中期計画の文言を第5期障害福祉計画の中にということですが、いかがですか。

(事務局：長谷)

第5期障害福祉計画の中にも記載する形で検討します。文言については芦屋病院と相談します。

(齊藤委員)

10ページと12ページの療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者数のことですが、発達障がいのある人の数字はどちらに入っているのでしょうか。

(事務局：川口)

発達障がいのある人は、診断がつく場合、兵庫県では療育手帳が交付されておりますので、大半は療育手帳に含まれています。

(齊藤委員)

18ページの障がい児支援の医療型児童発達支援についてですが、今は数字がなく、先ほど子育て推進課から「2人ほどではないか。計画相談支援ではもう少しつかんでいるかもしれない」というお話がありました。国の成果目標の5番目に「障がい児支援の提供体制の整備等」とあります。芦屋市で対象者はどれくらいあるのかと、時間をかけて少しずつ数をきちんと押さえていただきたいと思います。

19ページの相談支援事業の中の障がい者基幹相談支援センターでは、「困難ケースの取り組みや、人材育成、事業所への研修等を行っています」とありますが、対象者数がどれくらい増えているのかの数字を把握していた方がよいと思います。相談支援業務に携わっている人からすれば「やってもやってもきりが無い」と感じているところから、ある程度10とか15とか数字が分かった上でやっていたら安堵感も出てきます。やみくもに目標だけがあって何をやっているのかわからないということをやらせていると、達成感がなく疲労するということになりますので、重点項目として数字をおさえることを、お願いします。

(木下委員長)

支援困難ケースは全体の相談の2割にも満たないと思っていますが、同じ悩みを繰り返しておっしゃる方の場合、累積ではかなり時間を取られていると思います。三芳委員とも相談しながら、件数を挙げられるようであればお願いします。

七村委員、例えば障がいの高齢化のことも含めて、今後の計画として障がい者サービス、もしくは障がい者福祉の中でこういうのがあればよいなというのがあれば、ご意見いただけますか。

(七村委員)

今、障がい福祉で同行支援とか家事援助を受けている人は、65歳になった時に介護保険の適用になると思います。そのところが分からないので、また細かいところを役所に聞きに行きたいと思っております。

(木下委員長)

寺本委員、計画に携わるもの以外でもよいのですが、行政の立場から何かご意見あれば、いただけますか。

(寺本委員)

中期計画を立てて今期の計画があるわけですが、地域移行支援が国の方向ということだけでなく、本市もそこに向かっていることは間違いないことです。

地域移行をする時の受け皿づくりは、障がい福祉一択の分野に限らず、高齢福祉においても、児童福祉においても、必要となってきます。ハード面だけでなく、人的な整備も、社会支援の整備も含めて、どう整備していくか。また、地域移行をしていただいた方に受け皿となってほしいという願いを持っております。障がいを持っておられる方が地域に移行された時に、新たに地域に移行される方の受け皿の一員として活躍していただきたいです。

本市が目指す方向は「共生社会の実現」と、はっきりうたっています。その過程の一つとして役割を担うのがこの障害福祉計画であろうと思っております。今後も、地域の実態に応じたご意見を頂戴しながら、進めてまいります。

(堺副委員長)

皆さん、長時間にわたりご苦勞様でございました。

前半においては、成果目標に対して芦屋市はここまで行った、あるいは国全体はこうだという話で、5つに分けて丁寧にご説明いただきました。ニーズを満たしているところはなく、目標値と実績値の差がかなり見受けられます。これは、市ではなく、主に国の政策の決定方法などに問題があるのではないかと思います。

後半では、今後の方針についてご説明いただきました。先週9月25日に厚生労働省において全国担当者会議が開かれ、今後の自治体の努力義務、地域福祉計画策定を国が要請しました。時期的には来年の4月以降3年間にわたる策定です。これは共生社会の策定を各県・各町村でやるということですが、その3年間で策定委員会が共通となります。「我が事・丸ごと」という言葉で表現されるように、障がいも高齢者も子どももなく、生きづらさを感じている人たちが地域へシフトされることとなります。この会が目をもう少し広く向けて、教育委員会の人を入れるとか、就業・生活支援センターの人を入れるとか、いろんなことをやっていく場になる可能性がないとは言えません。深く専門性を持ったこの会議の中で芦屋らしさを考えていくことがこの会議の使命と思っております。

今日は、核心に触れるようなご意見も、小さくても大事なご意見もありました。それを

一つとして見逃さずにこの会が進行されることを望んで、閉会の挨拶に代えたいと思います。

(木下委員長)

ではこれで、本日の第3回芦屋市第5期障害福祉計画策定委員会を閉会します。ありがとうございました。

以 上